

木更津市社会福祉協議会は「税額控除対象法人」の証明を受けました。

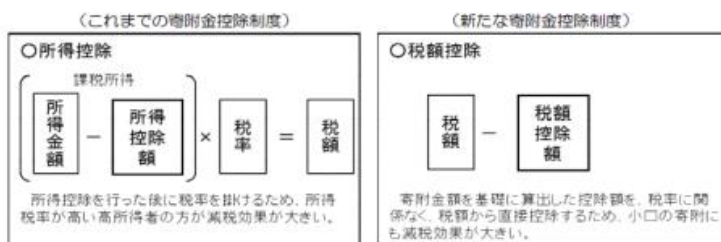
これまで、個人のかたによるご寄附または社協会員会費（以下、「寄附金等」という。）

については、「所得控除制度」の適用を受けることができましたが、「税額控除対象法人」としての証明を受けている社会福祉法人へ寄附金等を支出した場合に、現行の「所得控除制度」に加え、「税額控除制度」との選択適用ができることになりました。

本会は、平成28年8月22日より税額控除対象法人としての証明を君津郡市広域市町村圏事務組合から受けましたので、証明日以降に本会へいただいた寄附金が対象となります。

「税額控除制度」とは

所得税額から一定の金額を控除する制度で、所得税率の高い高所得者に減税効果が大いこれまでの「所得控除制度」と比べ、個人による小口寄附者への減税効果が高いことが特徴です。



(2) 具体的な税額控除額の算出式

個人が支出した寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、以下の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

$$\left[\text{税額控除対象寄附金}(\ast 1) - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}(\ast 2)$$

この額が、所得税額から控除されます。

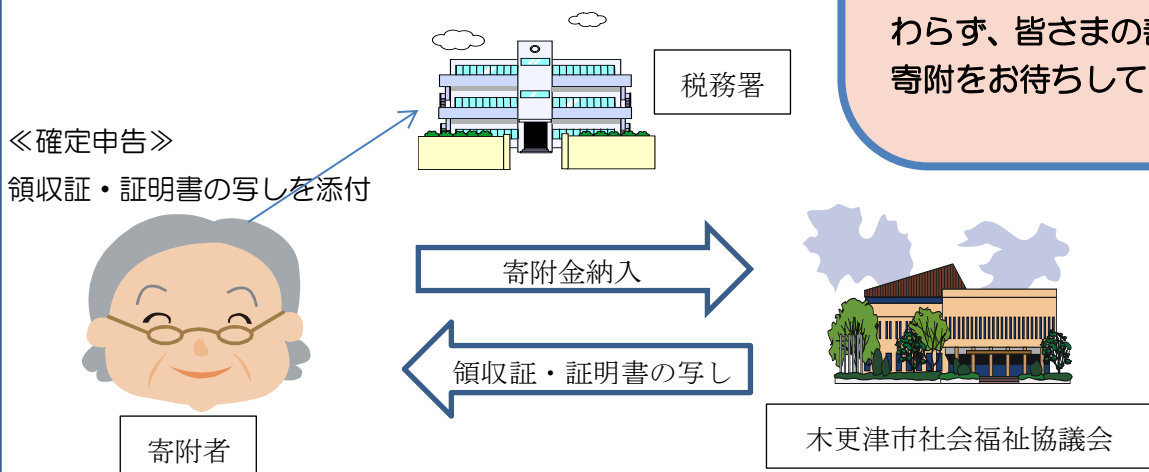
※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金等の額です。

(本会は税額控除対象法人です。)

注：寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度とします。

「税額控除制度」の適用を受けるには



あなたの善意が地域の福祉に役立ちます。

皆様からいただいたご寄附等は、地域福祉活動の財源として活用しています。

各種チャリティーバザーの収益金、お祝いごとや香典返しの一部など、金額の多少にかかわらず、皆さまの善意によるご寄附をお待ちしております。